

# 機能強化計画の進捗状況(要約)

## 1 平成15年度の全体的な進捗状況及びそれに対する評価

### 中小企業金融の再生に向けた取組み

#### 1 創業・新事業支援機能等の強化

経営革新法」等支援担当者やリエゾンオフィサーを新設したことで、中小企業センターや政府系金融機関と業務連携を進め、大学のリエゾンオフィスとの連携強化が図れるなど、その成果が着実に現れてきております。今後は、具体的事案への対応手法や有効な運用方法について更なる検討が必要であると認識しております。

#### 2 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

15年4月に「企業再生支援課」を設置し対象先に対し積極的に事業再生支援を実施した結果、15年度は41先のランクアップが図れました。その他、リエゾンオフィサーを中心に産学官の交流を積極的に行い、16年5月には25大学と1研究所、自治体、そして約320社の企業が参加する「京信 産学公 交流フォーラム」-新たな知財市場を求めて-」を開催すると同時に、京信産学連携支援融資「リサーチ」という新商品も発売しました。今後も産学公交流フォーラムを継続的に開催するとともに、事業再生支援の対象先を拡大し、より多くの企業の事業改善に貢献していきたいと考えております。

#### 3 早期事業再生に向けた積極的な取組み

様々な再生手法を検討するとともに、経営者と一体となり企業の課題に積極的に取組む為の人材派遣等を行っています。その他各種研修会等にも積極的に参加しております。

#### 4 新しい中小企業金融への取組み強化

多様な企業ニーズに応えるため、ローンレビュールールを明確にするとともに、財務制限条項についての活用を検討し実践するなど、新しい取組みを始めております。

### 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

法令を遵守した適切な自己査定や正確な不動産評価を行うという従来から一貫した姿勢を継続しながらも、金融庁の新事務ガイドラインの一部変更を採り入れた自己査定に変更する等の適正化も図っております。法令遵守という点では各種研修会や会議、社内広報ビデオや社内報等により全役職員の意識の高揚・浸透を図っております。更に外部資格取得試験にも積極的に参加しており、コンプライアンスオフィサー2級の合格者は818名にのぼり着実にレベルの向上が図れており、今後についても積極的な参加によりレベルの維持・向上が図れると認識しております。

## 2 平成15年10月～16年3月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

### 中小企業金融の再生に向けた取組み

#### 1 創業・新事業支援機能等の強化

平成15年11月、企業金融部にリエゾンオフィサーを新設し、各大学のリエゾンオフィスとの連携やパイプを作り、経営革新法」支援担当を中心に政府系金融機関との業務連携の覚書を3社と締結するなど、その成果が着実に現れてきております。今後は、具体的事案への対応手法や有効な運用方法について更なる検討が必要であると認識しております。

#### 2 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

15年4月に「企業再生支援課」を設置し対象先に対し積極的に事業再生支援を実施した結果、41先のランクアップが図れました。その他、企業金融部のリエゾンオフィサーを中心に産学官の交流を積極的に行い、16年5月には「京信 産学公 交流フォーラム」-新たな知財市場を求めて-」を行うと同時に、京信産学連携支援融資「リサーチ」という新商品も発売しました。今後については産学公交流フォーラムを継続的に開催するとともに事業再生支援の対象先を拡大し、より多くの企業の事業改善に貢献していきたいと考えております。

#### 3 早期事業再生に向けた積極的な取組み

企業再生をサポートする経営再生計画作成支援システムは平成16年4月より稼働する準備が整いました。その他にも各種再生手法を引き続き検討し有効な事例があれば積極的に活用する事を考えております。平成15年10月には企業への人材派遣を行い、またターンアラウンドスペシャリストの認定基準を定める準備も行いました。

#### 4 新しい中小企業金融への取組み強化

新しい取組みとして、大口取引先を中心にローンレビューを実施し、財務制限条項(コバナンツ)付融資についても取り扱いました。

### 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

法令を遵守した適切な自己査定や正確な不動産評価を行うという従来から一貫した姿勢を継続しながらも、金融庁の新事務ガイドラインの一部変更を採り入れた自己査定に変更する等の適正化も図っております。法令遵守という点では各種研修会や会議、社内広報ビデオや社内報等により全役職員の意識の高揚・浸透を図っております。更に外部資格取得試験にも積極的に参加しコンプライアンスオフィサー2級の合格者は下期51名(累計818名)にのぼり着実にレベルの向上が図れており、今後についても積極的な参加によりレベルの維持・向上が図れると認識しております。

平成15年度は金庫創立80周年を迎え「地域との共存共栄」という原点をより一層大切にすると、気持ちを役員一同が改めて心に刻んだ1年でありました。「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく機能強化計画の集中改善期間も残すところ31年を切り、今後、計画・検討段階のものについては早急の実現できるよう、そして、90周年、100周年と地域から「信頼され選ばれる金融機関」であり続けるよう取組んでまいります。

機能強化計画の進捗状況(要約)

(別紙様式3)

3.アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況(別紙様式1)

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
.中小企業金融の再生に向けた取組み						
1.創業・新事業支援機能等の強化						
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	新事業支援融資を審査する企業金融部の機能強化と総合的な支援サービスの提供を行います。	経営革新法等申請支援担当者」の新設と各地の中小企業支援センターと連携します。	企業実査プログラムの整備と事後モニタリング実査を試行の後に本格稼働させます。	平成15年9月に「経営革新法等申請支援担当者」を2名新設し、その機能増進を図るために、京都府中小企業総合センターの経営革新法及び創造法の申請説明会に参加しました。	上期に新設した申請支援担当者を中心に中小公庫・国金等の政府系金融機関との連携、各大学リエゾンオフィスとの連携をベースに企業実査のプログラム整備を検討、また各地の中小企業支援センターとの連携を始めました。	
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	企業金融塾を入門コース、上級コース、目利き養成コースに発展させ、内容の充実と対象人員の増加を図っていきます。	企業金融塾の「上級コース」プログラムを作成します。	上級コースを実施します。 目利き養成コースプログラムを作成します。	企業金融塾については、14年度下期より第3期(34名)の金融塾を開始し、15年上期7月で終了しました。その間、6回に亘り事例研究等の研修を行い、更に取引先4社への企業訪問による実地研修を行ないました。これで1期90名、2期61名、3期34名、計185名の金融塾卒業生となり引き続き、来年度から始める企業金融塾の上級コース等の準備を始めました。	16年度開講予定の企業金融塾「上級コース(支店長)」と「企業再生コース」の開講を決定しました。	
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。産学クラスターサポーター会議への参画	京都、滋賀南部という大学の集積エリアを営業基盤とする金融機関として産学連携を強化します。	企業金融部にリエゾンオフィスを新設します。 龍谷大学レックを含め、6大学センターとの情報交流を開始します。 日本政策投資銀行との連携の強化を検討します。	6大学センターの情報当金庫の若手経営者サークル「京信JIC」等に還元するサービスを開始します。	京都商工会議所と各大学のリエゾンオフィスが連携した「大学シ・ズ事業化懇談会」に参加し、各大学で現在進められている独創的な技術シ・ズ等の情報収集をはかりました。訪問先は、25大学・研究所センターです。	企業金融部にリエゾンオフィサー2名を新設しました。各大学リエゾンオフィスとの連携、パイプ作りに着手、3月中に中小公庫・国金・商工中金と業務連携の覚書締結。また特定非営利活動法人近畿バイオインダストリー振興会議へ入会を予定しています。	25大学1研究所センター：大阪大学・大阪電気通信大学・大谷大学・京都外国語大学・京都学園大学・京都橘女子大学・京都工芸繊維大学地域共同センター・京都産業大学研究機構産学連携係・京都女子大学・京都精華大学・京都造形芸術大学・京都大学国際融合創造センター・京都府立医科大学・京都府立大学・京都文教大学・(株)国際電気通信基礎技術研究所(ATR)・滋賀医科大学・滋賀県立大学・滋賀大学・成安造形大学・同志社女子大学・同志社大学・奈良先端科学技術大学院大学・佛教大学・立命館大学・龍谷大学エクステンションセンター
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	各政府系金融機関との連携を強化します。	各金融機関との協調融資プログラムを検討します。	各金融機関との協調融資プログラムを検討します。	中小企業金融公庫京都支店担当者として「新事業支援融資制度」および「事業再生融資制度」等について情報交換会を開催。審査部、企業金融部に、政投銀・中小公庫・商工中金・国金の担当者を配置し、情報交換、協調融資等の連携のためパイプ作りを始めています。	中小公庫・国金・商工中金とは業務連携の覚書を締結、政投銀とは協議中です。	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
(5)中小企業支援センターの活用	企業金融部にリエゾンオフィサーを新設します。 営業エリア内にある12の中小企業支援センターを活用し、創業・新事業支援機能を強化します。	各中小企業支援センターとの定期的な情報交換システムを確立します。	各中小企業支援センターとの連携による創業支援事例を得るようになります。	当金庫エリアにある各支援センターに情報の提供を依頼、各支援センターで行われている様々なセミナー・講演の提供を買い、適宜参加しています。	企業金融部にリエゾンオフィサーを新設しました。12の中小企業支援センターとの情報交換・提携を始めました。	
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	取引先企業に対する経営相談支援機能を強化します。 京信JOCなどの顧客サークル活動を通じてビジネスマッチング活動などを強化します。 最も重要なコンサルティング業務は財務コンサルティング業務であるとの認識で、より質の高い支援業務の提供を目指します。	「京信情報サービス」による情報提供件数の増加を図っていきます。	16年度「京信JOC」活動計画にビジネスマッチング活動を加えるように提案します。 中小会社社会計基準適用に関するチェック・ポイントの利用を合意できる会計士・税理士とともに協同で財務コンサルティングを行うサービスプログラムを検討します。	情報サービスシートにより情報を収集・活用し大学が持つ事業シーズと企業のニーズを結びつけるようなビジネス・マッチングを行う準備を始めました。	インターネット並びに金庫CCCNetにビジネスマッチング掲示板を新設し京信JOCメンバーや店舗間のマッチングを展開する具体策を検討。「京信産学公交流フォーラム」の実施に向け、各大学リエゾンオフィスとJOCメンバーとの交流策の検討を始めました。	
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	別紙様式3-2、別紙様式3-3参照					
(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	企業金融塾に「上級コース」「目利き養成コース」を新設します。 社内外研修受講実績などの人事情報を整備します。	社内外研修受講実績などの人事情報を整備します。	企業金融塾に「上級コース」を新設し「目利き養成コース」を準備します。	研修受講者の人事情報を整備し計画的な人材育成を図るシステムを検討しています。全信協主催の「企業支援・企業再生研究会」に参加しました。	企業金融塾「上級コース(支店長)」と「企業再生コース」の開設は決定、その為のプログラムを検討しています。また、全信協主催の「企業支援・企業再生研究会」に参加しその成果として「実践！中小企業支援マニュアル」の発刊に携わりました。	
(5)地域金融人材育成システム開発プログラム等への協力	同様のプログラムが始まれば協力します。	同プログラムに協力します。	同プログラムに協力します。	同プログラムについてまだ開始されていません。	下期において同プログラムは開始されていません。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
<b>3. 早期事業再生に向けた積極的取組み</b>						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。早期事業再生ガイドラインの趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	融資事後モニタリングを強化し、早期再生のための措置を行います。	取引先の事業変調をモニタリング出来る財務指導等を選定します。	全取引先を対象とした自動モニタリングシステムの開発、財務制限条項の導入検討、個人保証の見直しを行います。	取引先の経営再生計画作成支援システムの導入を検討し稼働準備を進めました。	経営再生計画作成支援システムは16年度4月より稼働できる準備ができました。再生企業先の選定準備を進めます。	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	企業再生ファンドの組成の可否を17年3月までに検討します。	企業再生ファンドの組成の可否の検討に着手します。	企業再生ファンドの組成の可否を検討します。	企業再生ファンドの組成について検討を行いました。	上期同様、検討を行いました。特に大阪府の「元氣出せ大阪ファンド」に注目し事業推進協議会との連携を考えています。	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	DIPファイナンス及びそれに準じる再生ファイナンス取扱方法を検討します。	DIPファイナンス及びそれに準じる再生ファイナンス取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	デット・エクイティ・スワップの取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	DES、DIPファイナンス等について検討しましたが具体的な適用可能な事例はありませんでした。今後についても引き続き検討を行います。	DES・DIPファイナンスについての取扱方法を検討し、融資審査会に報告、有効な事例があれば積極的に活用する事の了承を得ました。	
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	中小企業再生型信託スキーム・RCC信託機能の取扱方法を検討し、有効な再生事例があれば積極的に活用していきます。	全信協主催の中小企業再生型信託スキーム研修会に参加し、企業再生ファンドの活用方法の検討を行い、融資審査会に報告します。	中小企業再生型信託スキーム・RCC信託機能の取扱方法を検討し、融資審査会に報告します。	全信協主催の中小企業再生型信託スキーム研修会に参加しました。その他、全信協企業再生支援講座に2名参加(6/16～19)し、活用方法を検討しました。	中小公庫と再生支援の業務提携開始、その活用方法を検討、融資審査会に報告、有効な事例があれば積極的に活用する事の了解を得ました。	
(5) 産業再生機構の活用	産業再生機構の活用方法を検討し、有効な再生事例があれば積極的に活用していきます。	産業再生機構の活用方法を検討し、融資審査会に報告します。	活用方法を検討し、有効な事例があれば積極的に活用していきます。	産業再生機構の活用方法を検討しました。	産業再生機構の活用方法を検討し、融資審査会に報告、有効な事例があれば活用する事の了解を得ました。	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	中小企業再生支援協議会に協力し、その機能を活用します。	第一号議案を京都府中小企業再生支援協議会に持ち込み再生計画を検討します。	平成16年9月までに3件の事案を持ち込むことを目標とします。	第一号議案を再生支援協議会に持ち込み再生計画を検討しました。	第一号事案についてはそのスキームが受け入れられませんでした。引き続き検討しています。	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	研修の活用だけでなく、企業への短期間出向等を行い、ターンアラウンド・スペシャリストを育成します。	再生支援のための短期間出向を開始します。	ターンアラウンド・スペシャリストの認定基準を整備します。	下期(平成15年10月)に人材派遣を行い、その準備として相手企業との契約書の作成や具体的な職員準備などを行いました。	企業への人材派遣を行い、またターンアラウンド・スペシャリストの認定基準を定める準備を始めました。民間資格取得者の育成、再生支援担当者の養成準備に入りました。	
<b>4. 新しい中小企業金融への取組みの強化</b>						
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、第三者保証の利用のあり方	中小企業に適用可能な財務制限条項を検討します。 信用リスクデータベースを活用したスコアリングシステムを確立します。 代表者保証の運用適正化を検討します。	大口取引先のローンレビュールールを整備し、融資審査会に報告します。	大口取引先に適用可能な財務制限条項を検討します。 信用リスクデータベースを活用した、スコアリングシステムを確立します。	ローンレビュールールについて方法、回数、時期等様々な角度から検討をしています。	大口取引先(融資残高10億円以上)のローンレビューについては、四半期毎に融資審査会に報告する事とし、下期より実施しています。加えて大口貸出先上位20社についてはその動向について半期毎に経営会議資産査定委員会に報告することとしました。財務制限条項(コベナンツ)付融資について1件実行しました。	財務制限条項などを活用し、ローンレビューを日常的に行うことで、過度な担保、保証への依存のない新しい金融サービスを展開していきます。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
(3)証券化等の取組み	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権の証券化を検討します。	信金中金、信金信託と提携した貸出債権証券化の検討を行っています。	上期同様、検討を行いました。具体化まで至っていません。	証券化等の取組みが、取引再生中小企業への新しい金融サービスとして有効かどうかを検討します。
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	日本税理士連合会が作成した「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」をベースに、取引条件を債務者有利なものとするプログラムを新設いたします。	新プログラムの検討を行います。	新プログラムを新設し適用していきます。	取引先税理士とチェックリストの活用方法を検討しています。	中小企業会計基準チェックリストの活用により審査業務のスピード化と厳正化を図るべく(来期より)導入予定です。	取引先の財務諸表の精度が相対的に高い場合には、取引先がより有利な借入条件を適用できるようなプログラムを新設します。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	取引先の財務データ、取引データ、倒産データをデータ化し将来の倒産確率、貸倒れ予想額を計算しスコアリングを行います。	データベースを整備し、スコアリングシステムを完成させます。	スコアリングシステムを活用し、適正金利水準や収益状況の把握、審査の効率化を図ります。	信用データベースを整備し、スコアリングシステムの構築を行っています。	経営支援貸出認定に基準金利を用いた自己査定を実施しました。また完成した新スコアリングシステムの導入に向けて準備を始めました。	
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	既存先も新約定書で変更契約を締結します。他の債権書類は内容の説明を受けた確認署名欄のある書式に変更していきます。	各種書類について書式改訂等々を検討します。	書式改訂等の実施を予定しております。	基本約定書と同様、顧客に対し契約内容、融資条件等を説明し、顧客から確認をした旨の署名・捺印欄を設ける契約書に書式改訂することを検討しました。更に、債務者、保証人、担保提供者についても同様の書式とし確認署名・捺印欄を設けるなど書式改訂について検討しています。	債務者・保証人・担保提供者について、それぞれに融資条件等を説明し、顧客の約定意思を確認するとともに、その記録として顧客より署名・捺印を求める方向で書式改訂を含めた検討を行いました。	債務者、保証人、担保提供者等に対し契約内容に従い、様々な融資条件を説明の上、借入・保証(担保提供)意思を確認します。
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	会議・研修等で他行庫の事例等を紹介し、当金庫の業務に活かしていきます。	同会議へ積極的に参加し、業務に活かします。	前年度スケジュールを継続実施します。前年度発生事例に基づく研修を行います。	第1回会議(6/24)第2回会議(8/25)にコンプライアンス部長と審査課長の2名が各出席し、下期は第3回、4回会議に参加し、各行の苦情処理対応につき情報・意見交換を行い、業務に活かしました。	第3回会議(11/26)にはコンプライアンス部長と課長、第4回会議(2/26)には審査部長とコンプライアンス課長が出席し、対応状況につき他行庫と情報・意見交換を行いました。そして、会議等を通じ徹底し業務に活かしました。	
(3)相談・苦情処理体制の強化	本部関係部署から苦情に基づく徹底改善を図ります。会議・研修を行い予防・再発防止に努めます。	苦情に基づく全店への徹底改善と結果報告により再発防止を図ります。会議・研修等で苦情に基づく研修・徹底を行い予防・再発防止に活かします。	前年度スケジュールを継続実施します。前年度発生事例に基づく研修を行います。	苦情事例に基づき関係部署から全部室店に再発防止策を徹底しました。また支店長研修、コンプライアンスオフィス・会議等で苦情事例に基づく再発防止策を研修・徹底しました。	各店副長クラスにも各種会議で徹底を図りました。	顧客との信頼関係を良好に維持向上することを第一とし、そのため苦情事例の分析を行い、再発防止、サ・ビス向上・商品開発等業務に活かしていきます。
6.進捗状況の公表						
	半期ごとの内容について、ホームページ等で公表します。	15年度上期の進捗状況を公表します。	15年度下期及び16年度上期の進捗状況を公表します。	上期の進捗状況について各担当セッションにて検討・実施し、その結果についてホームページで公表しました。	上期の状況について各担当セッションにて検討・実施し、その結果についてホームページで公表しました。	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1.資産査定、信用リスク管理の強化						
(1)適切な自己査定及び償却引当の実施	法令等が変更された場合には、必要に応じて自己査定及び償却引当の方法の適正化を実施します。	必要に応じて行います。	必要に応じて行います。	自己査定及び償却引当については従来から適切に処理しており、14年度についても引き続き適切な処理を行い、ディスクロージャー誌に反映させました。	金融庁新事務ガイドラインの一部変更を採り入れた自己査定に変更しました。	



項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績から見た評価精度に係る厳正な検証	売買事例データの収集とデータの正確な分析に努め、担保評価方法の合理性を維持します。	データの収集及び正確な分析により、評価の合理性を検証します。	データの収集及び正確な分析により、評価の合理性を検証します。	不動産売買事例のデータの収集・分析による路線価倍率基準の策定及び検証の実施により、評価の合理性の継続的な検証を行いました。	単純平均による路線価倍率、加重平均による路線価倍率の検証を実施しています。競売事例を含みの鑑定評価と売買価格・路線価比較の路線価倍率を算出し、処分実績から見た評価精度の厳正な検証を実施しています。	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示				従来より本決算において保全状況は開示していますが、今年度から中間決算(平成15年9月期)においても開示しました。	平成15年度中間決算においても、保全状況をディスクロージャー誌で開示しました。	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と総合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスクデータベースを整備し、内部格付制度を改善したのち、金利設定基準を新たに定めていきます。	新格付制度の導入を検討します。	新格付制度を導入し、新金利設定基準の検討を行います。	予想倒産確率計算システムを格付作業時に参照しながら利用方法の検討を行っています。	一部格付時に信用スコアを反映させています。また倒産データを活用したスコアリングに基づく新格付制度を来年度導入する準備を進めています。	格付制度は信用リスクデータベースに基づき計算される予想倒産確率スコアリングを加味したものとします。
3. ガバナンスの強化						
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	全信協での検討結果を踏まえ、全信協が定める情報開示の任意項目について検討します。	全信協が取りまとめた情報開示の必須項目をもとに総代機能向上策とディスクロージャー誌への掲載方法を検討します。	16年3月末ディスクロージャー誌に掲載し、その内容に対するヒアリング等実施し、協同組織運営、総代会制度等の理解状況を把握するよう努めていきます。	全信協案をもとに当金庫としての総代機能向上策とディスクロージャー誌への掲載方法等の検討を行っています。	会員意見を総代会に反映させる仕組みを検討しました。	
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1) 地域貢献に関する情報開示	全信協から示される情報開示の方針を受け、業務、とりわけ融資業務について地域貢献の実状を分かりやすく開示します。	15年11月中に情報開示をするための手法等の検討を行います。	16年3月末ディスクロージャー誌で詳細マネーロー図とその解説を示し、地域貢献の実状を開示します。	平成14年度の地域貢献に関する状況についてホームページ上で公表しました。	平成14年度の地域貢献に関する状況についてホームページ上で公表し、15年度地域貢献に関する情報開示の為の手法を検討しました。	

## 中小企業金融の再生に向けた取組み

## 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

## (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		再生支援機能を強化するために担当者の研修に注力します。 再生支援先の経営者、経営者の家族、幹部社員、担当税理士などとの協議を主体に再生計画を作成し、必要に応じて政府系金融機関や中小企業再生支援協議会、RCCなどと協議します。
スケジュール	15年度	管理部企業再生支援課の担当者を再生セミナーなどに参加させます。 不良貸出先全先の再生可能性を検討します。 取引先の事業変調をモニタリング出来る財務指導等を選定活用します。
	16年度	15年度各施策を継続実施します。 平成15年度の再生支援取組み状況(担当組織、再生支援取組み先数、債務者区分ランクアップ先数)を公表します。
備考(計画の詳細)		平成14年12月審査部に設置したプロジェクトチームを15年4月に管理部に「企業再生支援課」として昇格させ人員を増強します。 事業再生支援対象先を拡大し貸出金の健全化、不良債権の発生防止の取組みを強化します。 金庫内研修、外部派遣研修等による人材の育成、再支援スキルの向上に努めます。
進捗状況	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～16年3月	審査部に設置したプロジェクトチームを15年4月に管理部に「企業再生支援課」として昇格させ人員を5名増員し9名態勢に拡充しました。 積極的な事業再生支援を実施すべく1,300社余のバランスシートを検証し対象先の拡大を図りました。 経営指導 事業再生の人材育成とスキル向上に向けて金庫内研修 外部研修への派遣を実施しました。 16年度の営業店業績評価に事業再生支援の取組状況を評価項目に組入れる事を決定しました。
	15年10月～16年3月	積極的な事業再生支援を実施すべく1,300社余のバランスシートを検証し対象先の拡大を図りました。 16年度の営業店業績評価に事業再生支援の取組状況を評価項目に組入れる事を決定しました。

<p>(2)経営改善支援の取組み 状況(注) 15年4月～16年3月</p>		<p>基本方針 当金庫経営理念のもと、取引先の経営改善に積極的支援するとともに貸出資産の健全化を図ります。</p> <p>取組み内容 本部「管理部企業再生支援課」による事業再生支援対象先を91企業としました。営業店での活動として、「企業再生ビジネスサポートシステム」導入により財務内容の改善等のサポートを実施しました。 「経営改善計画書」の策定及び実践にかかるサポートを実施しました。</p> <p>支援先の改善内容 企業診断の実施によって自社実態の客観的把握・改善意識の高揚が実現しました。大半の企業が「経営改善計画書」による着実な経営改善を実施しています。ランクアップに企業再生支援課が関与し、実現したのは平成15年度41先でした。</p> <p>課題 サポートサイド(金庫)の更なるスキルの向上が急務であると考えています。取引先・担当税理士・コンサルティング会社・金庫が一体となった経営改善への取組みが必要であると考えています。</p>
	<p>15年10月～16年3月</p>	<p>基本方針 上期同様のスタンスで取組みました。</p> <p>取組み内容 「管理部企業再生支援課」による事業再生支援対象先を、91企業から16年度は226企業へ拡大予定です。また上期同様「企業再生ビジネスサポートシステム」導入により財務内容の改善等のサポートを実施し、また「経営改善計画書」の策定及び実践にかかるサポートについても同様です。</p> <p>支援先の改善内容 上期に引続き企業診断や「経営改善計画書」の策定に関与、再生支援企業の更なる改善意識の高揚に努めた結果、その効果は表れました。ランクアップにも積極的に関与、通期41先の成果となりました。</p> <p>課題 企業再生への認識度が高まり、より取引先・担当税理士・コンサルティング会社・金庫が一体となった経営改善への取組みが必要であり、更にサポートサイド(金庫)のスキルの向上が急務であると考えています。</p>

(注)下記の項目を含む

- ・ 経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
- ・ 同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・ こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・ こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か(借手の中小企業サイドの課題を含む)



## 経営改善支援の取組み実績

京都信用金庫

【5年度 (15年4月～16年3月)】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区 分が上昇した先数	のうち期末に債務者区 分が変化しなかった先
正常先		14,558	2		2
要 注 意 先	うちその他要注意先	2,283	16	5	11
	うち要管理先	938	50	27	23
破綻懸念先		327	22	9	13
実質破綻先		330	1	0	1
破綻先		268	0	0	0
合 計		18,704	91	41	50

〔注〕 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。

・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。

・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については

（逆に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理すること。

・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。

・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。